

真のタックスペイヤーをめざす

# UENO



初秋号

NO.469(9・10月号)



公益社団法人  
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

## 平成27年度税制改正の概要(抜粋)

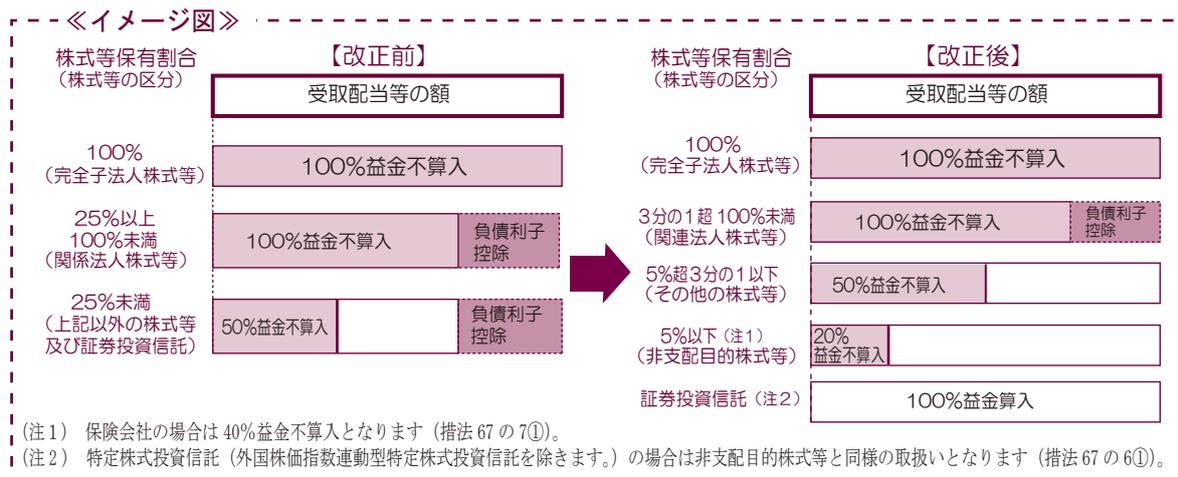
### I 法人税関係

#### 1 法人税率の引下げ

- 法人税率を、25.5%から23.9%に引き下げます。  
※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

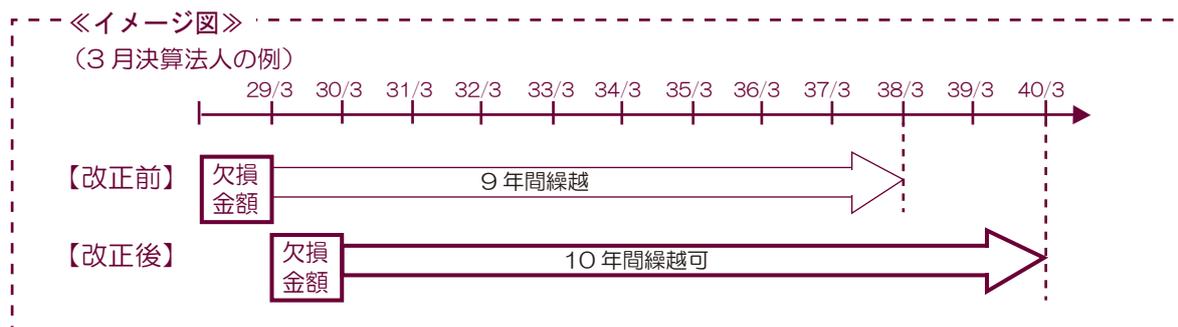
#### 2 受取配当等益金不算入制度の見直し

- 支配目的の株式(=持株比率が高い株式)への投資については、経営形態の選択等に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準を見直します。
- 支配目的が乏しい株式等(=持株比率が低い株式等)への投資については、他の投資機会との選択を歪めないように、新たに区分を設け、益金不算入割合を一部引き下げます。



#### 3 青色申告を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間の延長

- 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間が9年から10年に延長されました。  
※ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用されます。



※ 本稿は、財務省ホームページの平成27年度税制改正 及び 国税庁ホームページの平成27年度法人税関係法令の改正の概要を基に作成しています。

## Ⅱ 消費税関係

平成27年10月1日から、海外から行われる電子書籍・広告の配信等のサービスの提供について消費税が課税されることとされました。

### 1 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

- 電子書籍・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供（消費税法で「電気通信利用役務の提供」と位置付けられました。）について、海外から国内の事業者や消費者に対して行われるものも国内取引とされ、消費税が課税されることとされました。

海外（国外事業者）から、これらの役務の提供を受ける事業者は以下の2～4の点にご留意ください。

### 2 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

- 電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外の電気通信利用役務の提供とに区分されることとされました。
  - ※ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件などから、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。
- 電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者からその役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。
  - ※ 「リバースチャージ方式」は、その課税期間について一般課税により申告をする場合で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

### 3 国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

- 「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、その役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた場合、当分の間、その役務の提供に係る仕入税額控除を制限することとされました。

- 適用開始時期: 上記1～3の改正は、平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

### 4 登録国外事業者制度

- 3のとおり、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、その役務の提供に係る仕入税額控除が制限されますが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、その仕入税額控除を行うことができることとされました。

※ 登録国外事業者の名称等につきましては、登録次第、順次、国税庁ホームページで公表いたします。

# 親会事業

## 第3回理事会

[と き]平成27年8月26日(水) 14:00～  
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル7階

最初に7月異動に伴う東京上野税務署幹部との初顔合わせということで名刺交換が行われました。

続いて、理事46名中、出席者30名で過半数を超え理事会が成立しますという発表の後、議事が進行されました。委員会や部会の活動報告と計画についてそれぞれ発表して頂きました。



▲小林会長



▲山口署長



▲町田副署長



▲内田法人課税  
第1部門統括官



## 委員会報告

### 第3回総務委員会

[と き]平成27年8月7日(木) 10:30～  
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル4階



総務委員会(石本委員長)が開催されました。諸規程の整備、理事会・総会のスケジュール等について話し合われました。

### 第1回組織委員会

[と き]平成27年8月27日(木) 11:00～  
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル7階



組織委員会(吉田委員長)が開催されました。今年度の会員増強活動、獲得目標等について話し合われました。

### 第1回社会貢献委員会

[と き]平成27年8月6日(木) 11:00～  
[と ころ]朝日信用金庫西町ビル4階



社会貢献委員会(長岡委員長)が開催されました。「緊急時支援エントリーシート」について話し合われました。

## 部会報告

### 部会 役員会

7月より着任された署の新幹部の方々との初顔合わせを兼ねて、役員会が開催されました。

### 【青年部会】(富坂青年部会長)

[と き]平成27年8月3日(月) 15:00～

### 【女性部会】(中立女性部会長)

[と き]平成27年8月3日(月) 13:30～

### 【上野優申会】(奥出会長)

[と き]平成27年8月7日(金) 13:30～

### 第3回 役員会



### 第3回 幹事会



### 第3回 役員会



# 社会貢献委員会から会員の皆様へお知らせ

## ◆ 緊急時支援エントリーシート（略称：ES）について ◆

社会貢献委員長 長岡 信裕

日頃より、公益社団法人上野法人会の活動にご理解・ご協力賜りまして誠に有難うございます。

さて、この度上野法人会では、従来の社会貢献委員会の役割を見直し、新たな社会貢献事業として、「緊急時支援エントリーシート（ES）」の登録及び活用を図ることとしました。東日本大震災の記憶もまだ新しい中、その後も各地で、地震・台風・洪水・土砂崩れ等の自然災害が発生し多くの被害が出ています。

そこで、被害に合い困窮している地域へ迅速な支援を行うことを目的として、ご協力いただける当会会員各社に＜ES＞での事前登録をして頂きたいと思っております。

具体的には、災害発生時にどのような支援・協力ができるかを＜ES＞に記入、登録頂き、上野法人会にてデータベースとして保管いたします。そして、実際に災害が発生した時は、現地の社会福祉協議会やボランティアセンターからの要請に基づき、支援活動内容を立案・検討の上、活動を実施することといたします。

会員の皆様へは、次号の広報誌(11月末頃お届け予定)にて、＜ES＞及び詳細のご説明等をお送りする予定です。なにとぞご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

緊急時支援シート

### ESにて登録

ご協力いただける  
具体的内容を登録

人員、車両、物資 等

### データベース化



公益社団法人上野法人会

### 緊急時支援エントリーシート

EMERGENCY SUPPORT ENTRY SHEET(エマーゼンシー サポート エントリーシート)

<法人会確認欄>

登録年月日	平成	年	月	日			
ふりがな							
会社名							
ふりがな							
代表者名							
ふりがな	部署・役職						
担当者名							
住所	〒		—				
電話番号	TEL					FAX	
e-mail							
<b>支援内容</b>							
人的支援	炊き出し	名					
	瓦礫・汚泥等の撤去	名					
	運転手	名					
	その他	名					
物的支援	食料品	数量					
	生活用品	数量					
	運搬車両	台数					
	その他						
その他							
現時点では具体的な支援内容はないが、その時の状況によっては支援の意思が (いずれかに○をお願いします) [ある] [ない]							
*実際の緊急時においては、上記支援が実行できるか否かをご判断下さい*							

### 災害発生



被災現地の  
社会福祉協議会  
ボランティアセンター  
に問い合わせ要望を聞く



### 支援の立案・検討

### 協力依頼

### 活動

# 東法連平成28年度税制改正要望 (抜粋)

上野法人会では会員を対象に「税制アンケート」を平成24年度より毎年実施しております。本年度も254社より貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。上部団体である東京法人会連合会が都内各法人会・会員から寄せられたアンケート・意見・要望をもとに取りまとめた「東法連平成28年度税制改正要望」を下記に掲載いたします。

(下記の要望は、今後全国法人会総連合が、各県法人会連合会から寄せられたアンケート・意見・要望をもとに「税制改正に関する提言」として取りまとめ、平成28年度の税制改正に向けて、政府・政党等に対してさまざまな提言活動を行ないます。)

## 1. 国税・地方税

### (1) 法人税

#### ① 法人税率の引き下げ

平成27年度の税制改正を初年度とし2年で法人実効税率を3.29%引き下げることと決定、以後、20%台まで引き下げることを目指すこととなった。

しかし、周辺アジア諸国は既に20%台であり、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から早期に諸外国並みの20%台を実現するよう求める。

#### ② 課税ベースの拡大について

平成27年度税制改正では、中小企業への影響を配慮し大法人を中心に法人税改革を行なうこととなり、中小法人課税については今後の検討課題となった。

円安による原材料費の高騰や人材不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

#### ③ 中小企業軽減税率の引き下げ等

平成27年度の税制改正において、中小企業軽減税率の適用期限が平成28年度末まで2年延長された。

我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げを求める。

#### ④ 交際費課税制度の見直し

平成26年度税制改正において交際費等の損金不算入制度の見直しが行われるとともに、中小法人に係る損金算入の特例について、見直し措置との選択適用としたうえ、その適用期限が延長された。

交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、恒久化、定額控除限度額の引き上げを求める。

#### ⑤ 中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度の拡充

中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度については、繰り戻し期間が1年に限定されているが、欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度への延長を求める。また、欠損金の繰り戻し還付制度は、中小企業に限定して適用されるが、対象企業の拡大も求める。

#### ⑥ 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

### (2) 所得税

#### ① 所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための社会基盤整備のなかで、配偶者控除の見直しが検討されているが、女性の社会進出の促進には、各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、N分N乗方式の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

### (3) 資産税

#### ① 事業承継税制

平成25年度税制改正において、相続税・贈与税の納税猶予制度について適用要件の緩和や手続きの簡素化など、制度の大幅な改善が図られた。

中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が望ましいが、当面は納税猶予制度の更なる利用促進を図るため以下の要件の見直しを求める。

○相続税の納税猶予割合の100%への引上げ

○発行済議決権株式の総数上限(3分の2)の撤廃

○相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可

○贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を認める措置の創設

○雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」

を「5年間平均で5割以上確保」とする。

○会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。



## ②相続税

平成25年度税制改正において基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増を招くことが推察される。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

また少子化対策の観点から、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引上げを求める。

## ③相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

## (4) 消費税

### ①軽減税率について

平成27年度の税制改正大綱において、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引き上げ時期が平成29年4月に変更され、軽減税率制度については平成29年度からの導入を目指して具体的な検討を進めることとなった。

軽減税率制度については、社会保障制度財源の毀損、対象品目の線引きにおける混乱、高所得者にも恩恵がおよび低所得者対策としては非効率、インボイス導入等煩雑な事務の増加等多くの課題が指摘されている。特に中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大きいことから軽減税率の導入は避けるべきである。

### ②価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、中小企業者の間で価格転嫁についての不安は未だ大きく、円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

## (5) 地方税

### ①固定資産税の抜本的見直

固定資産税については長期的な地価下落が続く中、特に都市部において重税感が高まっており、負担軽減を求める。評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

### ②固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

### ③東京都における

#### 「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制」について、平成27年4月に対象期間が5年延長された。省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引き上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

### ④事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

## 2. その他

### (1) マイナンバー（社会保障・税番号制度）

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、個人情報の流出や悪用への対応や費用対効果が課題となる。

個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

### (2) e-Tax控除（電子証明書等特別控除）

e-Tax控除については平成24年度分の確定申告にて廃止されたが、今後更なる普及を推進するためにも特別控除を復活するよう求める。



# 支部・地区だより

## 竹町支部 【夏休みこどもまつり】



平成 27 年 7 月 20 日 (月) 平成小学校

### 竹町支部 (麻生支部長)

今年もミニプールや消防団の放水ポンプによる水遊びに多くの子供達が参加しました。



## 【夏の子供会】



平成 27 年 7 月 18 日 (土) 竹町南小公園

### 竹町南地区 (南地区長)

町会女性部の応援を得て、焼きそば、みそおでん、かき氷、輪投げ等で楽しみました。



## 二長町地区

### 【納涼のタベ】 (麻生地区長)



平成 27 年 8 月 1 日 (土)~2 日 (日) 台東 1-15-6  
参加券を利用した税金クイズ、抽選会等が行われました。

## 御徒町一丁目地区 (杉山地区長)

### 【徒一夜店】 【すいか割り大会】



平成 27 年 5 月 9 日 (土) 町会会館前道路  
祭礼終了後、ゲームや模擬店等で楽しみました。



平成 27 年 7 月 25 日 (土) 町会会館前道路  
ラジオ体操後、すいか割りを、みんなで味わいました。

## 御徒町二丁目地区

### 【納涼盆踊り大会】 (小出地区長)



平成 27 年 7 月 29 日 (水)~8 月 1 日 (土) 御徒町公園  
4 日間で約 1,000 人が参加し、楽しいひと時を過ごしました。



## 東上野支部

### 東上野支部 (尾高支部長)

#### 【女性部研修会】 【ファミリー・レクリエーション】



平成 27 年 7 月 7 日 (火) 東上野区民館  
今年度は環境漫才と苔玉作成の 2 種類を行いました。



平成 27 年 8 月 23 日 (日) スパ三日月龍宮城  
雨が降ることもなく、屋外のプールや温泉を堪能しました。

### 東上野一丁目地区

#### 【納涼のタベ】 (横川地区長) 【親睦バーベキュー大会】 (樺澤地区長)



平成 27 年 8 月 8 日 (土) 都民銀行横  
焼きそば、かき氷等の出店を開き、皆楽しんでいました。



平成 27 年 8 月 2 日 (日) 東上野 2-12 遊歩道  
暑気払いを兼ねたバーベキュー大会を行い、交流を深めました。

### 東上野宮元地区

#### 【ふるさと祭り】 (矢口地区長)



平成 27 年 8 月 22 日 (土) 下谷神社境内及び参道  
今年も大勢の方々の参加があり、大変賑わいました。

### 東上野稲神地区

#### 【納涼会】 (小竹地区長)



平成 27 年 7 月 26 日 (日) 天理教正門前  
子供のイベントでドジョウ掘み、スイカ割りを行いました。

### 東上野神吉地区

#### 【納涼まつり】 (桑原地区長)



平成 27 年 8 月 1 日 (土) 東上野児童遊園  
じゃんけん大会やスイカ割りに多くの子供達が参加しました。

## 上野支部

### 上野支部 (土肥支部長)

#### 【八景島シーパラダイスとパン作り体験ツアー】 【盆踊り大会】



平成 27 年 6 月 7 日 (日) ソレイユの丘、八景島シーパラダイス  
メロンパン作り体験や水族館で親子の触れ合いが出来ました。



平成 27 年 8 月 21 日 (金) 黒門小学校  
1,600 人の方が来場し、大盛況のうちに終了しました。

### 仲徒中地区

#### 【納涼大会】 (八木地区長)



平成 27 年 7 月 22 日 (水) 吉池食堂 9F  
カラオケ大会やはずれくじ無しの抽選会で盛り上がりました。



入谷支部

中根岸地区(竹田地区長)  
【子供広場】 【夏休み子供納涼の集い】



平成27年5月9日(土)~10日(日)防災広場 根岸の里  
ゲームコーナーやお楽しみ抽選会等で盛り上がりました。



平成27年8月2日(日)防災広場 根岸の里  
じゃぶじゃぶプールや模擬店を子供達は楽しんでいました。

入谷地区(作山地区長)  
【マス釣り&バーベキュー】 【夏季リクリエーション】



平成27年8月2日(日)山梨県上野原市秋山マス釣り場  
マス釣りとバーベキューで楽しい一日を過ごしました。



平成27年8月9日(日)歌舞伎座  
歌舞伎鑑賞を行い、暑い夏のひと時を楽しみました。

坂本二丁目地区  
【ちびっこサマーイベント】(飯島地区長)



平成27年8月2日(日)東京電力上野制御所  
ゲームコーナーや幼児用プール等で地域交流を図りました。

仲入谷地区  
【金魚すくい大会】(込山地区長)



平成27年8月23日(日)入谷1-10-4~7路上  
今年も猛暑の中、盛大に金魚すくい大会が行われました。

下谷一丁目地区  
【納涼祭】(小泉地区長)



平成27年8月30日(日)社会福祉協議会駐車場  
当日は雨でしたが大勢の参加があり楽しい一日となりました。

本入谷地区  
【納涼大会】(矢部地区長)



平成27年8月30日(日)小野照崎神社境内  
雨でしたがビニールシートで雨よけを作り、楽しんでもらいました。

金杉支部

金杉支部  
【真夏の夜の動物園】(水野支部長)



平成27年8月8日(土)上野動物園  
パンダ見学や普段とは違う動物の生態を楽しみました。

金杉一丁目地区  
【税ってなんだ】(鈴木地区長)



平成27年6月12日(金)~14日(日)金杉一丁目会地域内  
参加した子供達に税金についての紙芝居を行いました。

金杉仲通地区  
【夏祭り税ってなんだ】(有賀地区長)



平成27年6月12日(金)~14日(日)三島神社  
今年も大勢の方の参加があり大変盛り上がりました。

金杉二丁目地区  
【税ってなんだ】(新井地区長)



平成27年6月13日(土)金杉区民館下谷分館  
区民館のお祭り広場で紙芝居、税金クイズを行いました。

竜泉三丁目泉地区  
【お楽しみ会】(恒次地区長)



平成27年8月2日(日)泉町会会館前  
ラジオ体操カード持参の子供はゲームや飲食物は無料でした。

竜泉中部地区  
【子ども夏祭り】(竹谷地区長)



平成27年8月22日(土)一葉記念公園  
〇×クイズやスイカ割り、模擬店等を行い大盛況でした。

竜泉西部地区  
【納涼大会】(川島地区長)



平成27年8月8日(土)~9日(日)正禮寺前  
ミニSLは大人気で盆踊りには400人以上が参加しました。

金杉上町地区  
【女性部バス旅行】(水野地区長)



平成27年5月24日(日)三浦海岸・三崎方面  
昭和記念公園等を見学し、楽しいバスハイクとなりました。

【かなすぎ納涼祭】  
金杉一丁目地区(鈴木地区長)  
下谷東地区(稲垣地区長)  
金杉仲通地区(有賀地区長)  
金杉二丁目地区(新井地区長)  
金杉上町地区(水野地区長) 合同



平成27年8月1日(土)かなすぎ公園

5町会が集まり、納涼祭を行いました。それぞれの町会が模擬店等を担当し、盆踊りも大変盛り上がりました。

谷中支部 【親子バスハイク】



平成27年7月19日(日)神戸国際ます釣場

谷中第一地区(佐藤地区長)

マス釣りやバーベキューを通して親子の触れ合いを図ることが出来ました。



平成28年1月からマイナンバー法（正式名：「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）が実施されます。

本年10月より個人番号が通知されるため、企業の実務担当者の方々はその対応に多忙を極めておられることでしょう。

今回は、マイナンバー制度に関連した実務対応の重要な一つである、従業員から個人番号を報告してもらう際のポイントについて述べます。

## 従業員へのアナウンス

既存の従業員について、実務上もっとも早く「個人番号」に関わる事務は本年の年末調整時でしょう。

実際に個人番号を年末調整事務に利用するのは平成28年末ですが、「平成28年1月1日状態の扶養控除等（異動）申告書」に従業員本人並びに扶養家族の個人番号を記載する必要があるからです。

（補足：実務上、平成27年内に平成28年1月1日状態の扶養控除等（異動）申告書を提出する場合は、個人番号の記載は任意ですが、平成28年1月1日以降の提出には必須です。）

会社の規模にもよりますが、多くの中小企業では、この「扶養控除等（異動）申告書」を配布・回収するのが11月末頃、あるいは12月上旬になることもあるでしょう。

今年は、これに「個人番号通知カード」の写しと「身分証明書」の写しも添付して提出してもらうことになるので、事務処理量が大幅に増えることは容易に想像できます。

従って、より円滑な業務の遂行が出来るよう、予め従業員へアナウンスしておくことがポイントとなってきます。

対象となる従業員は正社員だけでなく、パートやアルバイトからも「個人番号通知カード」と「身分証明書」を提出してもらうこととなります。

折しも年末へ向けて慌ただしくなっていくタイミングですので、勤務シフトの関係で、案内漏れなどが発生しないよう余裕を持って伝えておきましょう。

## 「個人番号」の入手方法

「個人番号」は10月5日以降、住民票上の住所に、簡易書留で送られてくる「通知カード」に記載されています。

住民票と居所が異なっている場合は、確実に番号を受け取れるように対処してもらう必要があります。

例えば、実家に住民票を置いたまま単身で働いている方もいらっしゃると思います。単身赴任の方だけでなく、学生アルバイトの方も考えられますが、このような方は住民票と居所が異なっても「通知カード」を受け取ることは難しくありません。

簡易書留を受け取る体制が比較的整っていると想定

できるからです。

むしろ、住民票と居所が同一で単身の方の場合、簡易書留をどう受け取るかが問題になってきます。

平日は仕事で再配達可能な時間帯には戻れない、休日の再配達依頼が殺到するであろう10月以降、果たして希望通りに受け取ることができるのかという不安もあります。

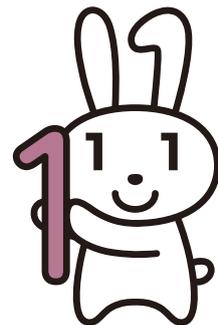
そのような場合は、市区町村窓口で「個人番号の記載された住民票」を入手されることをお勧めします。予め市区町村に必要なものを問合せから行くようにして下さい。

因みに私の住む区役所では、通常の申請書に「個人番号入りで」と口頭で添えるだけで良いとのことでした。ただし、身分証明書は必須。自動発行機では入手できず、広域公布住民票にも個人番号は記載されないとの説明を受けました。

後で述べますが、「個人番号カード」は、平成28年1月以降に「通知カード」と引き換えに入

いよいよ  
10月5日から  
通知が開始!

従業員から  
マイナンバーを  
報告してもらう際の  
ポイント



社会保険労務士  
藤本紀美香

手できるカードですので、年内に提供を受ける「個人番号」の番号確認資料は、「通知カード」の写しか「個人番号の記載された住民票」の写しの2種類になります。

## 本人確認の方法

従業員からマイナンバーの報告を受ける際、本人確認を行う必要があります。

ここで言う「本人確認」とは、「番号の正しい持ち主であることの確認」を言います。

マイナンバー制度は「ある個人を一意に特定する」ことで成立する制度であるため、「他人の成りすまし」を防ぐためにも、この「本人確認」は極めて重要なポイントとなります。

本人確認は次のように行います。

「通知カード」および「個人番号の記載された住民票」によって番号の報告を受ける場合は、本人の身元確認書類として「運転免許証」や「パスポート」など顔写真のついたものであれば1部、顔写真のないものであれば「健康保険証」＋「年金手帳」のように2部の証明書の添付が必要です。

それぞれどのような証明書が有効なのかは総務省のホームページに掲載されています。

平成28年1月以降に「個人番号カード」を取得してからは、「個人番号カード」の両面をもって「番号確認」と「本人確認」を行うことが可能です。

なお、同省のホームページには「個人番号の提供を行うものと雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元（実存）確認書類は要しない」との措置も掲載されておりますが、これはあくまでもその

個人を採用した際に、先述の運転免許証他により十分な身元確認を行っていることが前提となっております。

また今回は、インフラと言うべき大規模な制度の開始時期でありますので、ここは省略することなく、今一度、「本人確認」を徹底されますことをお勧めします。

## 個人番号カードについて

「個人番号カード」は、本人の希望により初回無料で交付され、「通知カード」に同封される申請書、または専用webサイトで申請することが出来ます。

表面には自ら準備した顔写真（申請書と一緒に返送、webサイトへ送信）が表示され、身分証明書として利用することが出来ます。

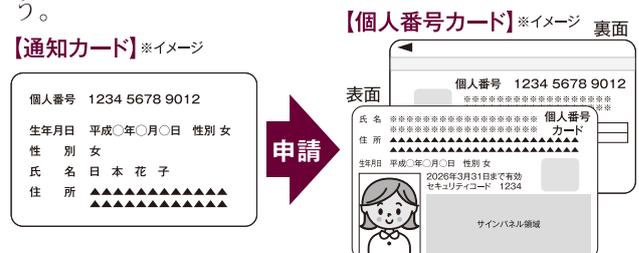
利用範囲は、まだまだ流動的ですが、今後様々な場面で利用することが出来ると予想されております。

平成29年以降は、個人ごとのマイナンバー専用webサイト「マイナポータル」の運用が始まりますが、このサイトへのログインにも必要なカードとなっています。

また、図書館の利用カードとして、あるいはコンビニエンスストアでの住民票・印鑑登録証明書の取得など、地方自治体独自のサービスも開始される予定です。

「個人番号カード」の利用範囲は拡大していく方向ですが、裏面に個人番号が記載されていること、電子証明書が搭載されていることなどから、その取扱いには十分な注意が必要です。

会社として従業員の個人番号を取り扱う以上、やはり「個人番号」や「個人番号カード」の取り扱いについても、従業員へ注意喚起が必要でしょう。



## 最後に

マイナンバー制度は、「社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現すること」を目的として導入される制度であり、いたずらに国民を管理・監視する目的で導入されるものではありません。

しかし、公表される情報が届きにくいことがあり、実務担当者は不安や戸惑いを感じる場面が少なからずあると思います。

今回のポイントが対応を進めていく上での一助になれば幸いです。

地域を学ぼう！  
「台東区子ども  
歴史・文化検定」

台東区は寺社を中心に栄えてきた、都内でも有数の歴史のある区です。また明治以降も、経済・産業の面で大きな発展を遂げ、日本の近代化に貢献してきました。このような台東区の歴史や伝統、文化を子どもたちに知ってもらい、郷土に誇りと愛情を持ってもらうために、台東区では小・中学生を対象に「台東区子ども歴史・文化検定」を行っています。

公益社団法人上野法人会では、この事業に賛同し『台東区歴史・文化テキスト』の編集に協力してきました。検定は平成 22 年度より毎年行われ、受験者数も年々増加し、今年の実験申込者は 1644 名にもなりました。

あなたは何問できますか？

「台東区子ども歴史・文化検定」過去問題より  
(実際の検定は50問出題されます。)

**問1** 古代において、地方はいくつかの国に区分され、さらに国はいくつかの郡に分けられました。台東区は当時のどの地域に含まれていたのでしょうか。

- ア. 武蔵国足立郡
- イ. 武蔵国葛飾郡
- ウ. 武蔵国荏原郡
- エ. 武蔵国豊島郡

**問2** 江戸時代に、天海僧正は現在の上野公園にはじめて桜を植えました。その時天海は次のうちどこから桜の苗木を取り寄せたのでしょうか。

- ア. 奈良の吉野の山
- イ. 京都の嵐山
- ウ. 青森の弘前
- エ. 長野の高遠

**問3** 明和の3美人として名高い笠森お仙を描いた「お仙茶屋」の作者は次のうち誰でしょうか。

- ア. 喜多川歌麿
- イ. 歌川広重
- ウ. 狩野芳崖
- エ. 鈴木春信

**問4** 江戸時代に台東区内に架かっていた橋で、今でも同じ場所に架かっている橋はどれでしょうか。

- ア. 合羽橋
- イ. 須賀橋
- ウ. 吾妻橋
- エ. 泪橋

**問5** 江戸時代の時刻について、間違っているものはどれでしょうか。

- ア. 大きな梵鐘を使って時刻を告げるシステムがあり、この鐘を「時の鐘」といった。
- イ. 寛永寺と浅草寺の「時の鐘」は、現在でも毎日鳴らされている。
- ウ. 庶民は機械時計を使っていた。
- エ. 十二支をあてて、時刻を確認していた。

**問6** 江戸時代になると、塩や砂糖・しょうゆ・かつお節などの調味料が使われ始め、食文化が豊かになりました。次のうち、江戸時代に考えられた料理ではないものはどれでしょうか。

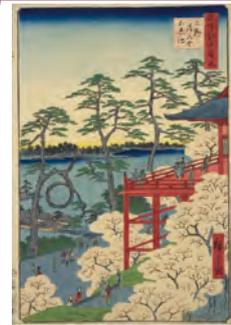
- ア. すし
- イ. てんぷら
- ウ. そば
- エ. 牛なべ

**問7** 台東区内で一番早く開通した鉄道はどれでしょうか。

- ア. 上野公園(現・京成上野)から京成金町(京成電鉄)
- イ. 上野から熊谷(日本鉄道)
- ウ. 浅草雷門(現・浅草)から久喜(東武鉄道)
- エ. 秋葉原からつくば(首都圏新都市鉄道)

**問8** 今の台東区台東で「象先堂」という蘭学塾を開き、種痘所を設けて種痘を行ったのは次のうち誰でしょうか。

- ア. 伊東玄朴
- イ. シーボルト
- ウ. 高松凌雲
- エ. ボードウィン



名所江戸百景 歌川広重画(国立国会図書館蔵)  
上野清水堂不忍ノ池  
吾妻橋金竜山遠望



台東区のホームページより過去問題を見ることができます。

トップページ>暮らしのガイド>生涯学習・スポーツ>生涯学習事業>台東区子ども歴史文化検定>検定問題と解答

**問9** 根岸にある書道博物館を建てた人は次のうち誰でしょうか。

- ア. 横山大観
- イ. 狩野芳崖
- ウ. 岡倉天心
- エ. 中村不折

**問10** 上野のまちは日本で最初のものが多いですが、上野が初めてでないものはどれでしょうか。

- ア. 地下鉄
- イ. 木製交通信号機
- ウ. キヨスク
- エ. エレベーター

## 答えと解説

**問1** アは足立区と埼玉県の南部、イは墨田、江東、葛飾、江戸川と埼玉県の東部、千葉県の西部、ウは品川、目黒、大田と世田谷の一部、エは上記以外の23区が主な範囲でした。

**問2** 天海が取り寄せた桜は、奈良県の吉野山の山桜でした。その後、上野には多くの人が桜を植樹し、その様子が歌に詠まれたり、絵に描かれるようになりました。

**問3** 鈴木春信は多色摺りという方法を用いた錦絵を始めたといわれている画家です。アの喜多川歌麿は「美人画」を描いています。イの歌川広重は風景を得意とし、代表作に『東海道五十三次』があります。ウの狩野芳崖は明治時代を代表する狩野派の画家で新しい日本画の復興に尽くしました。

**問4** 吾妻橋は、隅田川に架かる台東区にある橋で唯一江戸時代から存在しています。アの合羽橋は新堀川、イの須賀橋は鳥越川、エの泪橋は思川に架かっていましたが、それぞれ昭和初期までに地中に埋められています。なお、吾妻橋は何度か架け替えられており、現在の橋は1931（昭和6）年に架けられたものです。

**問5** 個人で機械時計を持っている人は少なかったといわれ、江戸時代には「大名でなければ持てないほど高い」という意味を込めて、機械時計を「大名時計」と呼んだほどでした。

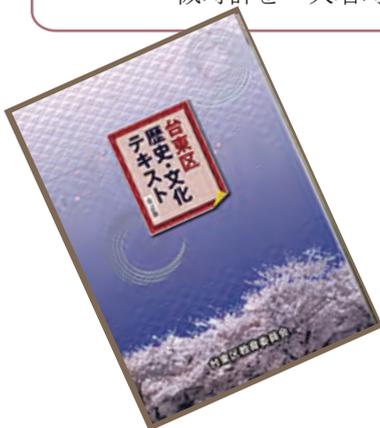
**問6** 牛なべは明治時代になって食べられるようになりました。

**問7** 日本鉄道の上野から熊谷間は1883（明治16）年に開業しました。日本鉄道は906（明治39）年に国有化（現在は民営化されJR東日本）されています。アは1933（昭和8）年に日暮里からの延長により開業、ウは1931（昭和6）年に業平橋（当時は浅草）からの延長により開業しました。

**問8** 伊東玄朴は種痘を行った実力を認められて将軍の侍医にもなりました。

**問9** 洋画家であり書家でもあった中村不折により1936（昭和11）年に開館されました。博物館には書だけでなく不折が書道研究のために収集した書道に関する資料等も所蔵されています。博物館は1995（平成7）年には台東区に寄贈され、現在は台東区が新築した建物を加え公開されています。

**問10** エレベーターは1890（明治23）年に浅草公園に隣接して開業した凌雲閣（通称十二階）に設置されました。アの地下鉄は1927（昭和2）年、ウのキヨスクは1932（昭和7）年にそれぞれ上野駅にできました。イの木製交通信号機は1919（大正8）年に下谷（上野）広小路交差点にできました。



検定のための教材として、『台東区歴史・文化テキスト改訂版』（1,000円）が発行されています。テキストは次の場所で購入できます。

- 生涯学習センター
- 区役所3階区政情報コーナー
- 浅草文化観光センター
- 下町風俗資料館

問合せ先：台東区生涯学習課 文化財担当 電話：03-5246-5852

資料提供：台東区生涯学習課

# 価格を下げずに売る

7つの  
購買理由を  
探求せよ



(株)YKリーダースコンサルティング  
代表取締役  
柳澤 一夫

「商品が売れなくなれば、値段を下げてでも売る」。

まるで、閉店間際のデパ地下食料品売り場のような売り方をしている営業担当者がいます。

鮮魚店のように、夕方には値段をグリーンと下げる「売り切り型ビジネスモデル」のところと、一般の販売会社のそれは違います。

「これだけ競合商品があつては、見積通りの価格で売れるわけがない」という営業担当者の言い訳が聞こえてきそうです。しかし、本当にそうでしょうか。

そう考える前に、自分の会社の商品はなぜ売れているのか。ここが目の付け所で、最も大事な視点です。

お客様が、自社あるいはライバル会社から買う理由が分かれば、売れないときに、どう売ればいいのか、が分かるはずです。この、お客様が購入決定する理由のことを、「購買（取引）理由」と呼びます。

購買理由は、一般的に7種類あります。

まずは、「①商品そのもの」で、素材、デザイン、性能といった、まさに商品自体の魅力です。

「②価格」は、安い、あるいは支払い条件が柔軟といった理由です。

「③サービス」は、商品以外の付加価値を指し、営業時間、営業・サービス体制、品揃え、キャラクター、情報発信機能などです。

店舗型ビジネスの場合は、これに立地、駐車スペース、店舗の美化などが加わります。

「④人間関係・取引関係」は、親の代からよく知っている、人間関係ができていて、自社商品も買ってもらっている（ギブ&テイク）、親会社からの指示、などです。

「⑤営業担当者」は、担当者の専門知識、提案力、機動力、ホスピタリティ（親切）、個人としての情報力などで、これらは顧客の意思決定を左右します。

「⑥イメージ」は、商品、あるいは会社自体のイメージを指します。とくに、直接消費者に販売している会社では、これに手間も金もかけています。

「⑦安全・安心」は、販売する会社自体の経営の健全性のことで、将来会社が潰れる、または部門縮小などで購入後のアフターサービスを心配し

たくないという顧客心理からくる理由です。金融機関がディスクロージャー誌で財務健全性を訴えているのがこれに当たります。

肝心なことは、お客様によって、または、その商談ごとに、これら購買理由の「優先順位」と「ウエイト」が違うという点をしっかりと認識することです。

例えば、独立系レストランのケースをみてみます。

近所に大手チェーン店が出店し、ジリジリと売上が下がっているとします。さて、あなたはどうか分析しどんな手を打つでしょうか。

まずは自店の分析をすることです。

これまで一定の売上があったということは、お客様が求める購買理由に合った商品やサービスが存在したことに他なりません。顧客アンケートや常連客の声を思い返してください。

もし、「速い」、「禁煙スペースに煙が来ない」、「他では食べれないメニューがある」の順だとしたら、これがあなたのお店の強みです。

「速い」と「禁煙スペースに煙が来ない」は「③サービス」で、「他で食えないメニューがある」は「①商品そのもの」が購買理由です。

これらをひとつひとつ客観的にライバル店と比較し、昼夜のピークタイムごとに勝っている理由を明らかにします。

結果、勝っている、優位な理由をさらに磨き込んで、「③サービス」重視のお店を志向していく。

それが難しければ、負けている・劣っている理由をライバル店と同じレベルに揃える策を講じます。あとは、こまめにお客様の声を拾い続ける仕組みを定着させ、定期的にチェックしましょう。これで、勝てる形になります。

商品は価格だけで買われているわけではありません。どこに焦点を合わせて営業するか、です。

購買理由は顧客ニーズそのものであり、自社ビジネスモデルの方向付けを示唆する羅針盤であることを肝に銘じたいものです。



# マイナンバーを、 きちんと受け取って活用するために。

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。  
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

point  
1

## 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。  
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない  
可能性がありますのでご注意ください。

point  
2

## 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

※通知カードは大切に保管してください。

point  
3

## 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

- ①郵送で申請  
個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
- ②オンラインで申請  
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請  
※その他の方法も検討中

point  
4

## 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。  
無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

- ①大切に保管していた「通知カード」
- ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要となります。

どなたでも  
ご参加いただけます

＜参加無料＞

## 源泉部会研修会

### 「年末調整と 法定調書の作成」

【とき】  
平成27年 **10月29日(木)**  
13:30～16:00

【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】東京上野税務署  
平部祐子 源泉担当 席国税調査官 他

参加希望の方はお電話で…  
TEL 5818-1151

## 税を考える週間協賛

上野公園 **税金**

# クイズラリー

～開催のお知らせ～

税金クイズに答えて、景品をもらおう！  
どなたでもご参加いただけます。

参加無料

【日時】  
平成27年 **11月14日(土)**  
10:00～

【場所】  
上野公園 ポケットパーク  
※雨天中止

主催：税務六団体

## 平成27年度 年末調整等説明会

主催：東京上野税務署・台東区役所  
【会場】台東区役所10階大会議室

開催日	11月4日(水)		11月5日(木)		11月6日(金)	
開催時間	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00
対象地域	上野	谷中 上野桜木 下谷 上野公園 三ノ輪	台東	根岸 竜泉 日本堤 千束	東上野	秋葉原 池之端 入谷 北上野 松が谷

＜問い合わせ先＞  
東京上野税務署  
03-3821-9001

※説明会の開始30分前から、  
会場の受付で年末調整関係  
用紙を配布します。

※対象地域の説明会に出席  
できない場合には、他地域  
の説明会に出席されても差し  
支えありません。

表紙 <<二挺天符櫓時計(にちようてんぷやぐらどけい)>> 撮影：須賀広報委員

■平成27年9月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会  
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

## 税や社会保障関係の書類へのマイナンバー 記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、準備をしておくことが大切です。

## 事業者のための マイナンバー準備スケジュール(例)

無理なく万全な対策をとるためには、計画的な準備が必要です。スケジュール表を確認し、状況をチェックしながら準備をすすめていきましょう。

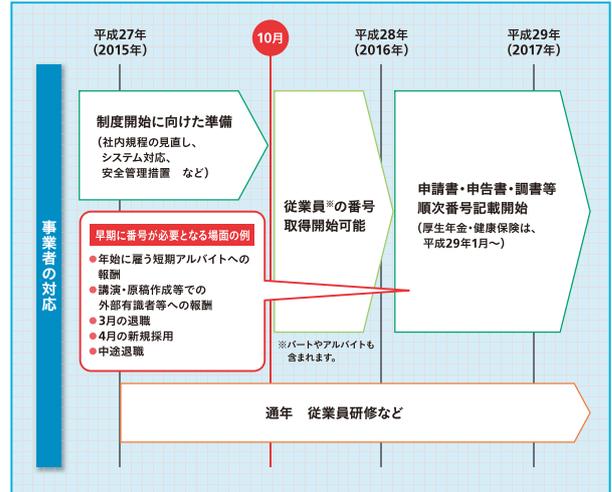
### 税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ● 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ● 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ● 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ● 退職所得の受給に関する申告書 ● 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など	平成28年1月1日提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 雇用保険被保険者資格取得届 ● 雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定 ● 雇用保険適用事業所設置届 など	平成28年1月1日提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ● 健康保険被扶養者(異動)届 など 「法人番号」を追加予定 ● 新規適用届 など	平成29年1月1日提出分～ 平成28年1月1日提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

### 準備のために必要な手順

- 1 マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう。
- 2 利用スケジュールを確認しましょう。  
いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確かめましょう。
- 3 マイナンバーの取得に向けて安全管理措置を検討しましょう。



## 法人会の経営者大型総合保障制度 広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまを  
お守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4  
 (野村不動産上野ビル6F) TEL 03-3831-7050

**AIU** AIU保険会社

東京第二支店/東京都新宿区西新宿2-4-1  
 (新宿NSビル14F) TEL 03-6894-9110